

■議案第2号 四万十町雨水公共下水道茂串雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定の締結について

【要旨】

豪雨による吉見川の浸水被害を解消するため、平成30年度から平成32年度にかけて雨水排水対策を強化するポンプ場を整備することとしています。

本議案は、当該ポンプ場建設工事委託に関する協定を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

【協定内容等】

目 的	四万十町雨水公共下水道茂串雨水ポンプ場の建設工事
相 手 方	東京都文京区湯島二丁目21番27号 日本下水道事業団 代表者 理事長 辻原 俊博
期 間	平成30年度から平成32年度まで
金 額	873,000,000円
方 法	随意契約
随意契約 の 理 由	日本下水道事業団は、官業代行機関として地方公共団体の業務を一括して受託できる唯一の法人として日本下水道事業団法に基づき設立された法人であり、他の事業者とは異なり地方公共団体と同様に、下水道施設の設計、施工、管理業務等に関する豊富な技術と実績を有している。今回のポンプ場の整備に当たっては、これらの専門的な知識と能力を有する同事業団への委託が必要である。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議決事件） 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 （1）～（4） 略 （5） その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。 （6）～（15） 略 2 略

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約） 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

【ポンプ場位置図】



【ポンプ場鳥瞰図】

